

令和5年度「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」 調査項目等に関する検討会運営要領（案）

1. 運営

- (1) 令和5年度「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」調査項目等に関する検討会（以下「検討会」という。）に、座長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- (4) 検討会には、必要に応じて関係者をオブザーバーとして出席させることができるものとする。

2. 公開

- (1) 検討会、検討会資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。
 - ① 人事に係る案件
 - ② 前号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は検討会の円滑な実施に影響が生じるものとして、検討会において非公開とすることが適当であると認める案件。
- (2) 座長は、検討会の議事概要を作成し、委員に諮った上で、これを公表するものとする。

3. 雑則

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。